

○奈良県地域警察運営に関する訓令の運用について

(平成7年7月17日例規第49号)

[沿革] 平成9年6月例規第28号、14年3月第25号、30年3月第9号、31年3月第18号、令和3年3月第6号、4年3月5号改正

奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようになされたい。

なお、外勤警察運営規則の制定について（昭和44年7月例規第21号）及び奈良県外勤警察運営に関する訓令の全部改正について（平成元年9月例規第46号）は、廃止する。

記

第1 総則（第1章関係）

1 趣旨（第1条関係）

訓令は、交番、駐在所、自動車警ら班、自動車警ら隊等の任務及び運営の基本を定めたものであり、鉄道警察隊及び通信指令課の運営等については、別に定めるところとした。

なお、第1条において、「別に定めるもの」としているものは、おおむね、地域警察の運営等に関して定めた次の規定をいう。

- (1) 奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令
- (2) 巡回連絡実施要領の制定について（平成14年3月例規第24号）
- (3) 交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（平成7年5月例規第38号）

2 任務（第2条関係）

「地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行う」とは、地域警察は、一定の地域とのかかわりを基軸とした活動を行うことによって、当該地域の住民を中心とする市民の日常生活の安全と平穏の確保に当たるものであるため、個々の地域警察官一人ひとりが地域の実態を的確に掌握するとともに、地域の実態に即し、かつ、住民の意見や要望に十分こたえた活動を行うことが必要不可欠であることから、地域警察が地域に対する責任を担っていることを明確にしたものであり、これらの活動を的確に行うことが「すべての警察事象に即応する活動」を行うための基盤となるのである。

3 事件等の処理範囲（第3条関係）

地域警察官が行う事件、事故等の処理範囲の基準については、訓令別表第1に定めているところであるが、署長等は、事件、事故等の処理に当たり、この基準によ

り難い特別の事情があるときは、別に指示することができるものとする。

4 運用（第4条関係）

地域警察の運用に当たっては、交番、署（所）所在地、駐在所、自動車警ら班、自動車警ら隊等の個々の活動単位における警察力、機動力等の特性を考慮して、それぞれの活動単位に勤務する地域警察官を相互に連携させるとともに、通信指令課及び警察航空隊の機能を生かした有機的な活動が行われるように配慮すること。

5 地域警察勤務（第5条関係）

(1) 第1項第1号から第8号までに定めた勤務方法は、事件、事故等が発生していない場合等における勤務の基本原則を示したものであり、地域警察官は、必要に応じて、この勤務以外に第3条に定める事件、事故等に伴う初動措置及び第15条に定める勤務等に従事しなければならない。

(2) 駐在所の勤務方法には、「立番」及び「見張」勤務を規定していないが、これは、駐在所の立地条件から画一的に立番等を組み入れてもその効果を期待できないことを考慮したものであり、署長は、第2項の規定に基づき、駐在所の位置、周辺的环境等を勘案して、必要がある場合は、在所勤務時間の中から所要の時間を立番及び見張勤務に充てることができる。

6 運営の基本（第6条関係）

第3項に定める「その他の処遇の改善」とは、交番、駐在所等施設の整備及び改善、装備資機材の充実及び強化並びに駐在所勤務員（家族を含む。）の適正な処遇等をいう。

第2 警察署の地域警察活動（第3章関係）

1 勤務基準の策定等（第3章第1節関係）

(1) 勤務基準の策定（第10条関係）

第2項の表に示す勤務時間の基準について留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 交番所長の警ら及び巡回連絡に係る勤務時間には、交番等勤務員に対する同行指導に要する時間を含むものとする。

イ 就勤時に、幹部が行う指示、手配、連絡等（以下「手配」という。）については、「在所」又は「待機」の勤務時間の割振りに含めるものとする。

ウ 駐在所勤務については、1週間当たり4時間の夜間警らを含むものとする。

(2) 勤務基準策定に当たっての留意事項（第11条関係）

地域警察は、地域の実態に即した効率的な地域警察の運営を計画的かつ組織的に推進し、住民の意見及び要望に即応する、真に地域に密着した活動を展開する

必要があることから、署長は、各活動単位の機能を最大限に発揮していくための勤務基準を第11条各号に定めるもののほか、次のことに配意した上で、細則で規定しなければならない。

ア 来訪者の多い時間帯における在所勤務員の確保を図るほか、事件、事故等が多発する夜間の時間帯における警ら、交番等の位置及び人の往来その他の交通状況等から効果の高い時間帯での立番等きめ細かい割振りを規定すること。

イ 警らと巡回連絡の併合による活動が効率的である場合は、「警ら・巡回連絡」として勤務時間を割振ること。

ウ 交通監視及び学童誘導は、警らの概念に含まれるものであるが、割振りの策定に当たっては、「交通監視」として割振ること。

エ 駐在所における1週間当たり4時間の夜間警らの割振りについては、他の駐在所若しくは交番又は自動車警ら班との効果的な連携を考慮して行うこと。

オ 立番の計画時に雨天等の悪天候になった場合は、立番を見張りに勤務変更できる旨を定めておく等弾力的かつ効率的な運用が行えるように規定すること。

(3) 活動計画（第12条関係）

署長は、翌月分の活動計画を策定するに当たっては、事件、事故等の発生実態、行事計画等を勘案して具体的な活動を指定しなければならない。

(4) 勤務変更（第13条関係）

第1項に定める署長又は地域警察幹部が、必要があると認めて勤務変更の指示を行う場合とは、例えば、特別の治安情勢があつて特別巡回連絡を実施するために巡回連絡の時間を増やす場合、指名手配月間において警らの時間を夜間に多く割振る場合、緊急配備等の特別勤務に従事する場合等が考えられるが、これらの勤務変更の指示を行うに当たっては、具体的かつ明確に指示するよう配意すること。この場合において、本署地域警察幹部以外の地域警察幹部が勤務変更を指示した場合は、当該指示をした地域警察幹部は、本署地域警察幹部に通報しなければならない。

(5) 特別勤務（第14条関係）

特別勤務とは、おおむね次に掲げる活動をいう。

ア 事件、事故等が発生した場合における現場臨場、捜索又は救助活動、被疑者の同行その他当該事件、事故等の処理のための初動的な活動

イ 所管区又はブロック内で発生した犯罪について、所管区又はブロックの地域警察官が共同して行う予防検挙活動

ウ 所管区又はブロックにおいて、地域警察官が共同して行う交通指導取締り

エ 緊急配備のための活動

オ 雑踏警備、災害警備、水難及び山岳遭難の予防並びに救助活動等地域警察において処理すべきとされている活動

カ 地域警察に関する教養、訓練及び会議への参加等地域警察活動に準ずる活動

キ 専科等の学校教養のための入校、各種大会又は競技会への参加（訓練を含む。）等

ク 交番・駐在所広報紙の発行及び交番・駐在所連絡協議会の開催等

ケ 病人、迷子、酩酊者等の保護及び警ら用無線自動車での負傷者又は急病人の搬送

コ 地域住民に対する地域安全又は交通安全に関する指導及び地域住民が行うこれらに関連した行事への支援又は参加

(6) 転用勤務の制限（第15条関係）

ア 地域警察官の転用勤務については、原則として禁止するととした。よって、署長は、真に必要と認められる場合のほかは、地域警察官を転用勤務に従事させないようにしなければならない。

なお、大規模警備等において、警察組織全体が特別の体制をとり、これに対処するために、地域警察官を転用勤務させる場合にあっても、地域警察部門のみに負担が偏ることのないように配慮すること。

イ アに定めるもののほか、転用勤務とはおおむね次に掲げる勤務をいう。

(ア) 宿直勤務並びに日曜日、土曜日及び祝日等における本署勤務

(イ) 看守及び護送勤務

(ウ) 術科特別訓練（各種術科大会に備えて、出場選手を対象に、本来の勤務時間の相当部分を割いて継続的に行われる特別の訓練をいう。ただし、勤務日の午前中を訓練に割振り、午後から本来の勤務に就かせる場合は、第14条に定める特別勤務となる。）

(エ) 初動措置の範囲を超える現場保存

(オ) 他の部門が行う通常の事件捜査、一斉指導取締り等に対する応援

(7) 勤務交替（第16条関係）

ア 署長及び本署地域警察幹部は、勤務交替時の警戒員の確保及び市民応接の観点から、手配の迅速化及び合理化を図るとともに、第21条に定める班長等にあつては、勤務員相互間の連絡調整を図り、確実かつ迅速に勤務引継ぎを行うよう努めること。

イ 駐在所についても、勤務員が週休等で不在となる場合は、本署地域警察幹部

及び隣接する交番又は駐在所勤務員に対して事務引継ぎを確実に行わせるとともに、所管区の統合運用等による不在対策に配慮するものとする。

2 地域警察幹部等の職務（第3章第2節関係）

(1) 本署地域警察幹部の職務（第17条関係）

ア 署長は、本署地域警察幹部ごとに具体的な職務分担を定め、本署地域警察幹部の職務の効率化及び責任の所在の明確化を図り、本署地域警察幹部の機能が最大限に発揮できるようにしなければならない。

イ 本署地域警察幹部は、地域警察運営の直接の責任者であり、その企画、立案指揮監督及び指導教養の適否が地域警察の運営に大きな影響を与えることを認識するとともに、自らが地域警察活動を率先して行わなければならない。

(2) 交番等への巡回指導（第18条関係）

ア 署長は、第2項に定める巡回指導計画表の作成に当たっては、巡回指導による指揮監督及び指導教養を行うための具体的な重点事項を定めるとともに、巡回指導の当該計画表に基づき、計画的に実施されるよう配慮しなければならない。

イ 巡回指導を行うに当たっては、勤務員の労をねぎらい、激励し、やる気を起こさせるような指導監督に配慮するとともに、遠隔地の駐在所にあっては、巡回指導のほか、電話による指導等の方法も活用すること。

(3) 交番所長の職務（第19条関係）

交番所長は、交替制勤務による交番の活動を一体として行わせ、より地域の実情に即した地域警察の運営を図るために配置するもので、第2項に掲げる職務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

ア 配置された交番に勤務する地域警察官の活動を統括し、地域の実態に即した運用を行うことにより、交番の活動を一体として効率的に遂行すること。

イ 部下の地域警察官に対し、同行指導等を通じ、活動現場におけるきめ細かい実践的指導教養に努めること。

ウ 対外的な窓口責任者として、交番に来訪する住民への応接の向上に努めるとともに、関係機関等との緊密な連携を図ること。

(4) 駐在所長の職務（第20条関係）

ア 「駐在所長の配置を必要と認める駐在所」とは、町村役場の所在地を管轄する駐在所及び駐在所を単位とした統合運用を行う場合において、その拠点となる駐在所をいう。

イ 駐在所長は、隣接駐在所との統合運用を行う場合に、ブロック内の地域警察

官の活動を統括するとともに、地域の実態に即した統合的かつ弾力的な地域警察官の運用を図ること。

(5) 班長等の職務（第21条関係）

署長は、班長、車長又は交番連絡責任者の指定に当たっては、責任感が強く、かつ、協調性のある適任者を指定し、勤務員が意欲的に職務に取り組むことができるよう配慮するものとする。

(6) 地域警察幹部勤務日誌等の作成（第22条関係）

ア 地域警察幹部勤務日誌、交番所長等勤務日誌及び指導係長等勤務日誌は、警部補の階級にある地域警察官に、幹部としての自覚と責任を持たせるとともに、計画的な指導教養を行わせるため、部下に対する指揮監督及び指導教養を実施した結果並びに自己の活動状況を記載させるものである。

イ 交番等に勤務する地域警察幹部は、部下の地域警察官に対して指揮監督及び指導教養を行ったときは、その内容を当該勤務員の活動日誌の「幹部の指示事項」欄に記載するとともに、自己の勤務日誌の「指導監督の具体的状況」欄又は自己の活動日誌の「部下に対する指示事項」欄に記載し、事後の結果確認に資するものとする。

(7) 活動の評価（第23条関係）

地域警察官の活動の評価に当たっては、通常基本勤務及び特別勤務を通じ、顕在的な実績に偏った画一的な評価をすることなく、潜在的な実績についても十分考慮した上で行うこと。

(8) 地域警察幹部会議（第24条関係）

ア 署長は、定期的に地域警察幹部会議を開催することにより、地域警察幹部としての認識を高めさせるとともに、地域警察運営全般にわたる改善策等について、積極的に検討を行うように努めること。

イ 地域警察幹部会議は、原則として、警部補以上の階級にある地域警察官をもって構成するものとするが、署情に応じて巡査部長以上の階級にある警察官を構成員として加えるものとする。

(9) 当直幹部の職務（第25条関係）

本署地域警察幹部は、休日、夜間等で不在となるときは、当直長及び副当直長（奈良県警察職員の勤務に関する訓令の運用について（平成4年7月例規第40号）記2に定める統括責任者及び統括副責任者を含む。）に、あらかじめ必要事項の引継ぎを確実に行わなければならない。

3 交番等の活動（第3章第3節関係）

(1) 所管区活動（第26条関係）

「当該所管区について共同して」とは、受持区又は交替制の別などを問わず、交番等に配置されたすべての地域警察官は、当該所管区について、一体として所管区責任を負うということである。

(2) 所管区の統合運用（第27条関係）

ア 所管区の統合運用とは、隣接した複数の交番等をまとめて一つのブロックに編成し、ブロック内の勤務員の活動を有機的に連携させ、相互補完的な勤務例の策定及び合同警らの実施等ブロック内の警察事象の実態に応じて、ブロック内勤務員の一体的かつ有機的な運用を行う制度をいう。

イ 第1項に定める「特に必要があると認める場合」とは、地域の実態に即した地域警察の運営を図るため、所管区という枠を超えて地域警察官の効率的な運用を行う必要がある場合で、次に掲げるような場合が考えられる。

(ア) 一定の時間帯における警察事象が極端に多く、又は極端に少ない場合

(イ) 一つの交番等の所管区に限定されることなく、複数の交番等の所管区にわたる警察事象が多い場合

(ウ) 他の行政機関の管轄区域又は自治会組織等が複数の交番等の所管区にわたり、単独の交番等では、これらとの連絡調整等を行うことが困難である場合

ウ 所管区の統合運用の方法としては、次のような場合が考えられる。

(ア) 一つの交番を拠点交番として交番所長を配置し、隣接する交番の所管区を合わせて合同警らを行う場合

(イ) 隣接又は近接する交番と駐在所を組み合わせ、駐在所について日勤制交番として運用する場合

(ウ) 長期不在の交番等の所管区について、隣接又は近接する交番等の所管区と組み合わせて活動させる場合

エ ブロック長（ブロック長が不在の場合の副ブロック長を含む。）に指定された者は、拠点交番等の地域警察官だけでなく、当該ブロック内のすべての地域警察官の活動について一元的に統括するものとする。

オ 署長は、所管区の統合運用の実施要領について細則で定めるに当たっては、おおむね次の事項について定めるものとする。

(ア) ブロック運用する所管区及びそのブロック名

(イ) 拠点となる交番等

(ウ) 運用方法及び期間

(エ) その他必要事項

(3) 所管区の変更（第28条関係）

ア 所管区の変更について、本部長の承認を受けるための手続については、奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号）第39条に定めるところによるものとする。

イ 「その他地域の特殊事情」とは、所管区の見直しを行った結果、所管区の変更の必要が生じた場合又は交番等の統廃合等に伴い所管区の変更が生じた場合等をいう。

(4) 警ら（第31条関係）

警らについては、単独警らを基本とするが、粗暴事案等多発箇所への警らを実施する場合、徹底した職務質問を実施する必要がある場合及び夜間警らにおける受傷事故防止を図るため等必要と認めるときは、複数警らを実施して差し支えない。

(5) 警ら要点の設定（第32条関係）

警ら要点の設定に当たっては、交通上の危険箇所、商店街、犯罪多発地域、重要防護対象施設等警戒を要する地点、地域又は区間を所管区ごとに指定し、警らの効率化を図るものとする。

(6) 受持区の設定（第33条関係）

受持区は、巡回連絡実施についての責任の所在を明確にするため、所管区ごとの配置人員数、地域活動の繁閑等を考慮し、所管区の実情に応じて細則で規定するものとする。

(7) 活動日誌（第37条関係）

ア 交番勤務員及び駐在所勤務員は、勤務中に取り扱った事項、執行務の状況、特異事案、引継事項等について交番所長等勤務日誌又は活動日誌（以下「活動日誌等」という。）に正確に記載しなければならない。

イ 交番勤務員にあつては、勤務終了時に活動日誌等を本署地域警察幹部に提出し、必要に応じて口頭で報告するものとする。

ウ 駐在所勤務員にあつては、署情に応じて細則により活動日誌等の提出日を指定し、本署地域警察幹部の指示を受けさせるものとする。

エ 本署地域警察幹部は、活動日誌等を確実に点検し、勤務員の活動状況を把握するとともに、活動の低下等の問題点については、勤務員にその都度指摘する等指導教養に努めなければならない。

4 連絡所（第42条関係）

(1) 署長は、連絡所を効果的に活用するため、必ず警ら要点に組み込むとともに、

必要により所管区員の勤務基準に、連絡所における立番、見張又は在所を指定するものとする。

- (2) 連絡所に居住する職員（家族を含む。）は、遺失・拾得届等の届出があった場合は、当該連絡所を所管区内に持つ交番若しくは駐在所勤務員又は本署地域警察幹部（以下「担当者」という。）に速やかに連絡して引き継ぐものとする。また、住民から地理案内を受けたときは、原則としてこれに応じるものとし、相談、要望等を受けたときはその内容を担当者に通報するものとする。

5 自動車警ら班の活動（第3章第5節関係）

- (1) 自動車警ら班は、警察署の管轄区域内において活動することを原則とするが、隣接警察署等で緊急事案が発生した場合は、本署地域警察幹部又は当直長の指揮を受けて管轄区域外に現場急行して初動措置に当たることは差し支えない。
- (2) 警察署管轄区域内における警戒力の適正な配分の観点から、警戒力が弱くなっている交番等及び事件、事故等多発地域において活動することも自動車警ら班の任務に含まれる。

6 細則の制定について（第49条関係）

- (1) 署長は、訓令及びこの例規に定めるところに基づき、警察署の実情を踏まえ、地域警察活動が効果的に推進できるよう細則を制定するとともに、情勢の変化に応じた改正に努めなければならない。
- (2) 細則の策定に当たっては、訓令第3章警察署の地域警察活動関係について、特に具体的に定めるよう留意すること。